

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
苗穂支処 会計課長 早坂 勝之

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

- (1) 件 名：陸上自衛隊苗穂分屯地で使用する電気
- (2) 規 格 等：仕様書のとおり
- (3) 需給期間：令和5年4月1日00時00分～令和6年3月31日24時00分

2 競争に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度)の全省庁統一資格登録手続きが完了した者のうち「物品の販売」の登録格付「D」以上で、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等」別紙第1に該当しないものであること。
- (6) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (7) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡及び需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組に関する「二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件」別紙第3に掲げる入札適合条件を満たすこと。
- (8) 「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率60%とすること。

3 事前提出書類等

- (1) 入札希望者は「競争参加資格確認書類」別紙第2を、令和5年1月27日（金）17時00分までに郵送または持参で第11項第8項のイに示す場所に提出すること。
- (2) 提出された書類は審査を実施し、上記競争参加資格に適合していると判断された者のみ参加できるものとする。
- (3) 契約期間満了後、契約期間中の再生可能エネルギー比率の実績を確認する証明書として、「特定電源割当証明書」別紙第5を提出すること。

4 契約条項を示す場所

陸上自衛隊苗穂分屯地 苗穂支処 会計課

5 入札説明会の場所及び日時

実施しない。

ただし、仕様内容の確認及び現場の視認が必要な場合については、第11項第8項のイの担当者と調整すること。

6 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場所：陸上自衛隊苗穂分屯地 コミュニティーセンター
- (2) 日時：令和5年2月1日（水）11時00分～（10時45分から入室可能）

7 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金：免除（但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5以上を違約金として徴収する。）
- (2) 契約保証金：免除（但し、契約者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。）

8 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札開始時刻に遅れた者による入札
- (4) 入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札
- (5) 電報・FAX・電信・電話による入札
- (6) 「暴力団排除に関する誓約事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (7) 次の文面を記載していない入札書による入札
入札書下部余白に「当社（個人の場合は「私」、団体の場合は「当団体」）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約致します。」
- (8) 「競争参加資格確認書類」別紙第2を令和5年1月27日（金）17時00分までに提出し、書類の確認を受けていない者による入札

9 契約書の作成

落札者は遅滞なく契約書を作成する。

10 落札決定方式

- (1) 落札の決定は、仕様書で提示する予定使用電力量に単価を乗じて計算した総価で行う。
- (2) 入札金額は各社において設定する契約電力に対する単一の単価（月額）及び使用電力に対する単価（同一月においては、単一のもの小数点第2位までとする）を「入札書（一例）」を基準として記載すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された総価に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、税込みで見積もった当該総価に関しては110分の100に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）である消費税抜きの金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札書に記載する金額の算定に当たっては、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこととする。
- (5) 総価が予定価格の範囲内の最低入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (6) この際、当該入札者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係ない職員にくじを引かせて決定する。

11 その他

- (1) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
- (2) 入札に参加する場合は、資格審査結果通知書（写）を入札開始前に契約担当官へ提出すること。
- (3) 郵便入札の場合は、件名を記入した小封筒に入札書を入れて封をし、内封筒以外に資格審査結果通知書（写）を同封し、「陸上自衛隊苗穂分屯地で使用する電気入札書在中」と明記した封筒に入れて、書留郵便（簡易書留、メール便可）にて令和5年1月31日（火）17時00分までに苗穂分屯地苗穂支処会計課へ必着とする。この際、下記担当者（林）まで電話で到着確認を行う。
- (4) 代理人をもって入札する場合は、委任状を提出すること。
- (5) 初度の入札で落札決定できない場合には、直ちに再度入札を実施する。
ただし、郵便入札があった場合は、日時・場所を設定し後日執行する。その際の郵便入札の場合は、第11項第3項に準ずる他必着時期を入札日の前日（閉庁日を除く）の17時までとする。
- (6) 契約締結後の毎月の支払に関する振込み手数料は、落札者側の負担とする。
- (7) 本入札の実施にあたり、不調又は不成立となった場合、その都度再生可能エネルギーの比率に係る条件を「30%以上」と変更して再度公告入札を実施する。じ後、不調又は不成立となった場合には、条件を付さずに再度公告入札を実施する。
- (8) 入札及び仕様書に関する事項の問い合わせ先
 - ア 入札に関する事項
〒065-0043
札幌市東区東苗穂7丁目1-1
陸上自衛隊苗穂分屯地 苗穂支処 会計課（担当：林）
TEL：011-711-4251（内線571）
 - イ 仕様書に関する事項
〒065-0043
札幌市東区東苗穂7丁目1-1
陸上自衛隊苗穂分屯地 苗穂支処 受電室（担当：栗原）
TEL：011-711-4251（内線227）

12 公告掲示場所

- (1) 掲示場所：苗穂分屯地、島松駐屯地、真駒内駐屯地、丘珠駐屯地、東千歳駐屯地、札幌商工会議所、北海道補給処ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/nadep/dep.html>
- (2) 掲示期間：令和5年1月20日～令和5年2月1日

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
苗穂支処 会計課長 早坂 勝之 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名
印

「陸上自衛隊苗穂分屯地で使用する電気」に係る入札に関する競争参加資格確認書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、書類提出にあたり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- 1 電気事業法第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を受けていることまたは電気事業法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っていることを証明する書類の写し
- 2 別紙第3の付紙に掲げる適合証明書(条件を満たすことを証明する書類を添付すること)
- 3 供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料(「特定電源割当計画書」別紙第4)

(担当者)
所属部署:
氏 名:
電話番号:
FAX 番号:

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1 条 件

(1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示(※1)しており、かつ、①令和元年度1kWh当りの二酸化炭素排出係数、②令和元年度の未利用エネルギー活用状況、③令和元年度の再生可能エネルギーの導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合評点の合計が70点以上であること。ただし、令和元年度の実績がない事業所等についてはそれぞれの事業所における最新実績の年度とする。

要素	区分	得点
① 令和元年度1kWh当りの二酸化炭素排出係数(調整後排出係数) (単位:k g-CO ₂ /kWh)	0.000以上 0.500未満	70
	0.500以上 0.525未満	65
	0.525以上 0.550未満	60
	0.550以上 0.575未満	55
	0.575以上 0.600未満	50
	0.600以上 0.625未満	45
	0.625以上 0.650未満	40
	0.650以上 0.675未満	35
	0.675以上 0.690未満	30
	0.690以上	0
② 令和元年度の未利用エネルギー活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
③ 令和元年度の再生可能エネルギー導入状況	7.50%以上	20
	5.00%以上 7.50%未満	15
	2.50%以上 5.00%未満	10
	0%超 2.50%未満	5
	活用していない	0
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1は次頁参照

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（平成30年12月改定）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、参入日から1年間に限って開示予定時期（参入日から1年以内に限る。）を明示することにより、適正に開示したものとみなす。

(2) グリーン電力証書の譲渡予定量を示すことにより入札資格を得た者が落札した場合、落札後契約までの間にグリーン電力証書を国に譲渡することとする。譲渡とは、グリーン電力証書の発行を行った者が、現在のグリーン電力証書の保有者を管理するための帳簿等の名義を、陸上自衛隊北海道補給処苗穂支処会計課長に変更することをいう。書類等がある場合その書類等も譲渡すること。

2 添付書類等

入札にあたっては、競争参加資格確認関係書類として、1（1）の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

付紙「適合証明書」

3 契約期間における努力等

(1) 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1（1）の表による評点の合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。

(2) 1（1）の基準を満たして電力供給を行なっているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は契約期間満了後可能な限り速やかに、1（1）の基準を満たして電力供給を行なったか否か、報告するものとする。

適合証明書

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
苗穂支処 会計課長 早坂 勝之 殿

住 所：
会 社 名：
代表者氏名：

下記のとおり相違ないことを証明します。

1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示方法

開示方法	番 号
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ⑤ その他 ()	

2 令和元年度の状況

区分	項 目	自社の基準値	点 数
①	令和元年度 1 kWh 当りの二酸化炭素排出係数 (単位：k g -CO ₂ /kWh)		
②	令和元年度の未利用エネルギー活用状況		
③	令和元年度の再生可能エネルギー導入状況		

区分	項 目	取組みの有無	点 数
④	需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組み		

① ~④の合計点数	
-----------	--

- ①の「自社の基準値」、「譲渡予定量」、「点数」には別紙「二酸化炭素排出係数、環境への提言に関する取組の状況に関する条件」により算出した数値を記載する。
- ①~④の合計点数が70点以上となった者を入札参加適合者とする。
- 上記記載事項を満たすことを示す書類を添付すること。

再生可能エネルギー由来電力量の内訳

1 再エネ電気

供給元発電所名	住 所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kwh)
		合 計(kwh)	

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住 所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量
		合 計(kwh)	

総 計(kwh)

※ 計画作成時点において、供給元発電所等について未定である場合は、可能な範囲で細部について記載すること。

再生可能エネルギー由来電力量の内訳 (月)

1 再エネ電気

供給元発電所名	住 所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kwh)
		合 計(kwh)	

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住 所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発 電 期 間	認 証 番 号
		合 計(kwh)			

総 計(kwh)

入 札 書 (一例)

1 件 名 陸上自衛隊苗穂分屯地で使用する電気

2 入札金額

(1) 基本量料金

区分 年月	契約電力 k w	基本単価 円 / k w	力率割引係数 %	基本料金 円 ①
令和5年4月	162			
令和5年5月	162			
令和5年6月	162			
令和5年7月	162			
令和5年8月	162			
令和5年9月	162			
令和5年10月	162			
令和5年11月	162			
令和5年12月	162			
令和6年1月	162			
令和6年2月	162			
令和6年3月	162			
計				

(2) 電力量料金

区分 年月	平日予定電力量料金			休日予定電力量料金			合計 ①+②+③
	平日予定 使用量 k w h	平日単価 円 / k w h	平日予定 使用料 円②	休日予定 使用量 k w h	休日単価 円 / k w h	休日予定 使用料 円③	
令和5年4月	31,345			9,855			
令和5年5月	21,647			10,453			
令和5年6月	25,723			5,877			
令和5年7月	24,012			8,488			
令和5年8月	24,769			6,931			
令和5年9月	24,034			7,466			
令和5年10月	26,495			8,305			
令和5年11月	30,846			9,454			
令和5年12月	35,470			11,030			
令和6年1月	34,668			13,632			
令和6年2月	33,930			12,170			
令和6年3月	39,779			10,421			
計							

3 判定総価額 ￥

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊北海道補給処
苗穂支処 会計課長 早坂 勝之 殿

住所
入札者 氏名

当社は、上記の広告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約致します。」

※ 総価及び毎月ごとの入札金額の内訳が明確であり入札書の内容を具備していれば別様式で可
また、①、②、③は小数点第2位まで記入、合計(①+②+③)は端数切捨てとする。

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
陸上自衛隊苗穂分屯地で使用する電気	A-2	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作成	令和5年1月20日
	変更	年 月 日
	作成部隊等名	北海道補給処苗穂支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊苗穂分屯地で使用する電気について規定する。

1.2 使用場所

陸上自衛隊苗穂分屯地（北海道札幌市東区苗穂町7丁目1番1号）

1.3 業種及び用途

官公署（工場・倉庫・事務室等）

2 供給に関する要求

2.1 電気方式等

2.1.1 供給電気方式

供給電気方式は、交流3相3線式とする。

2.1.2 標準電圧

a) 供給電圧（標準電圧）

6,000V

b) 計量電圧（標準電圧）

6,000V

2.1.3 標準周波数

周波数は、50Hzとする。

2.1.4 供給方式

供給方式は、1回線受電とする。

2.1.5 蓄熱式負荷設備の有無

無し。

2.2 予定契約電力等

2.2.1 予定契約電力

予定契約電力は、常時電力とする。（月別予定契約電力は別紙第1のとおり。）ただし、各月の契約電力（常時電力）は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいう。）

2.2.2 予定使用電力量

予定使用電力量は、466,800kWhとする。（月別予定使用電力量は別紙第1のとおり。）

2.3 供給電気の種類

2.3.1 供給電気の規格

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再生可能エネルギー比率60%以上とする。

参照：別紙第2「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

2.3.2 特定電源割当証明書

供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、半期ごとに別紙第3の書面で提出するものとする。

2.4 予備線の有無

無し。

2.5 使用期間

自 令和5年4月1日0000 至 令和6年3月31日2400

2.6 電力量等の検針

2.6.1 自動検針装置

有り。

2.6.2 電力会社の検針方法

自動検針

2.6.3 計量器

電力会社の設置する電力需給用複合計器

2.7 需給地点

電力会社の施設した電柱41画43区81図13番11の42号柱より引き込みの、使用場所における構内の第1号柱に施設した、陸上自衛隊苗穂分屯地の区分開閉器電源側接続点とする。

2.8 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ。

2.9 保安上の責任分界点

需給地点に同じ。

3 その他

3.1 力率

自動力率調整装置は設置していない。また、使用期間中は100%を保持する予定

3.2 設備

3.2.1 負荷設備

フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。

3.2.2 発電設備

非常用自家発電設備40KVA1台を有している。

3.3 供給条件等

力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及びこの仕様書の規定にないその他の供給条件については、北海道管内の一般電気事業者が規定する特定規模需要の標準供給条件によるものとする。なお、入札価格の算定にあつては力率を100%とし、燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないものとする。

3.4 単位及び端数

3.4.1 契約電力及び最大需要電力

契約電力及び最大需要電力の単位は1 kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入するものとする。

3.4.2 使用電力量

使用電力量の単位は1 kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入するものとする。検針終了後、電力使用量等を速やかに通知するものとする。

3.4.3 料金等

料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てるものとする。

3.5 使用電力量の通知時期及び様式

1か月分の電力使用量等を、翌月初旬に速やかに官側に通知するものとし、通知時期は需給開始前に官側と協議し決定するものとする。通知様式は別紙第4及び別紙第5を原則とするが、需給契約内容により使用日・時間帯で契約内容に相違がある場合は官側と協議し、各単価の内訳数量を明記可能な様式に変更するものとする。

令和5年度月別予定契約電力及び予定使用電力量

月	契約電力 (kw)	使用電力量 (kwh)	予 定 使 用 電 力 量 内 訳			
			平日使用量 (kwh)	休日使用量 (kwh)	昼間使用量 (kwh)	夜間使用量 (kwh)
4月	162	41,200	31,345	9,855	24,739	16,461
5月	162	32,100	21,647	10,453	17,250	14,850
6月	162	31,600	25,723	5,877	20,680	10,920
7月	162	32,500	24,012	8,488	19,852	12,648
8月	162	31,700	24,769	6,931	19,647	12,053
9月	162	31,500	24,034	7,466	19,463	12,037
10月	162	34,800	26,495	8,305	21,897	12,903
11月	162	40,300	30,846	9,454	24,554	15,746
12月	162	46,500	35,470	11,030	27,793	18,707
1月	162	48,300	34,668	13,632	27,646	20,654
2月	162	46,100	33,930	12,170	26,939	19,161
3月	162	50,200	39,779	10,421	30,935	19,265
計		466,800	352,718	114,082	281,395	185,405
			466,800		466,800	

注) 休日とは、土曜日・日曜日・「国民の祝日に関する法律」で規定する休日・1月2日・1月3日・4月30日・5月1日・5月2日・12月30日及び12月31日を含む。

平日とは、休日以外の日を表す。

注) 昼間とは、午前8時から午後10時までの時間をいう。ただし、日曜日・「国民の祝日に関する法律」で規定する休日・1月2日・1月3日・4月30日・5月1日・5月2日・12月30日及び12月31日の該当する時間を除く。

夜間とは、昼間以外の時間を表す。

「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の概要

「RE100 TECHNICAL CRITERIA※」において、再生可能エネルギー源と認められているのは、以下のものである。

1. バイオマス（バイオガスを含む）
2. 地熱
3. 太陽光
4. 水力
5. 風力

また、RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法は、下表のとおり定められている。記載のとおり、電気事業者から購入するほか、自家発電や電力証書の購入等も調達方法として認められている。なお、調達する再生可能エネルギー電気（電力証書を含む。）に付随する環境価値については、重複利用がなく、調達者単独の利用であると主張できることが必要となる。そのため、調達者は、電源情報とともに調達者へ環境価値を移転したこと及び第三者へ移転しないことの証明を電気事業者から得る必要がある。

表 RE100 における再生可能エネルギー電気の調達方法

自家発電
1. 企業が保有する発電設備による発電
購入電力
2. 企業の敷地内に供給者が設置した設備から購入
3. 企業の敷地外に設置した発電設備から専用線を経由して直接購入
4. 企業の敷地外にある系統に接続した発電設備から直接購入
5. 供給者（電気事業者）との契約（グリーン電力メニュー）
6. 環境価値を切り離れた電力証書の購入

資料：RE100 TECHNICAL CRITERIA を基に作成

※<https://www.there100.org/sites/re100/files/2021-08/RE100%20Technical%20Criteria%20Aug%202021.pdf>

再生可能エネルギー由来電力量の内訳 (月)

1 再生可能エネルギー電気

供給元発電所名	住 所	再生可能エネルギー源種類	割当電力量(kwh)
		合 計(kwh)	

2 証書による環境価値移転量(環境価値を持つ証書を用いた電力メニューを提供する場合のみ記載)

供給元発電所名	住 所	再生可能エネルギー源種類	環境価値移転量	発 電 期 間	認 証 番 号
		合 計(kwh)			

総 計(kwh)

電気使用量について(令和 年 月分)

契約電力		kW
------	--	----

使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
------	---------------------

計 器	全 日	最 大	有 効	無 効
当月(外)指示数				
前月(外)指示数				
差 引				
乗 率				
修 正 率				
使 用 量	kWh	kW	kWh	kvarh

燃料費調整単価		円
---------	--	---

月 間 力 率		%
---------	--	---

電気料金計算書(令和 年 月分)

1 使用実績

使用期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
契約電力量	kW	
使用電力量	kWh	
最大電力	kW	
力率	%	

2 電気料金

	単価	料金適用電力	力率修正	料金
基本料金	円×	kW	×(185%-力率)	円
電力量料金	円×	kWh		円
燃料費調整額	円×	kWh		円
小計				円
消費税相当				円
請求金額				円

払込期限	年 月 日
------	-------